

不動産業における犯罪収益移転防止等に関する連絡協議会申合せ

「不動産業における犯罪収益移転防止及び反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会」の構成各団体は、平成26年11月27日付で公布された「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第117号)」による改正後の「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。)の趣旨を踏まえ、同法で義務付けられる措置等の確かな実施等に関し、以下のとおり申し合わせる。

- 1 構成各団体は、会員又はその傘下の不動産業を営む各社に対し、この度、第3版が発行される「宅地建物取引業における犯罪収益移転防止のためのハンドブック」を活用するなどして、犯罪収益移転防止法の制度について、周知徹底を図るものとする。
- 2 構成各団体の会員又はその傘下の不動産業を営む各社は、犯罪収益移転防止法により特定事業者に義務付けられる措置を的確に実施するため、社内の責任体制の整備に努めるとともに、実際に顧客と接する使用人に対する教育訓練の実施その他の必要な体制整備に努めるものとする。
- 3 構成各団体は、犯罪収益移転防止法において「テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施の確保」がその目的の一つとされているところ、平成24年6月11日に政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において「テロ資金対策の推進について」が決定されたことを受け、テロ資金対策の重要性に鑑み、国連安保理決議に基づき指定された対象者が関与する不動産取引を行わないよう、会員又はその傘下の不動産業を営む各社に対して徹底するものとする。

以上申し合わせる。

平成28年7月27日

公益社団法人	全国宅地建物取引業協会連合会	会長	伊藤 博
公益社団法人	全日本不動産協会	理事長	原嶋和利
一般社団法人	不動産協会	理事長	木村恵司
一般社団法人	不動産流通経営協会	理事長	田中俊和
一般社団法人	全国住宅産業協会	会長	神山和郎
公益財団法人	不動産流通推進センター	理事長	伊藤 博